



入園のしおり

ご利用にあたって

【重要事項説明書】



くまの・みらい保育園

〒731-4224 広島県安芸郡熊野町神田15-1
TEL 820-5000 FAX 820-5500

指定管理者 社会福祉法人微妙福祉会
〒734-0023 広島市南区東雲本町二丁目12-20
TEL 283-0900 FAX 283-4489





はじめに

社会福祉法人微妙福祉会

理事長 松尾 竜

「みみょうの保育の考え方」

昨今、グローバル化の進展や人工知能（ＡＩ）の技術革新等により、社会システムや雇用環境が大きく変化する中、多様な考え方や新たな価値を生み出していくことが求められる社会へと変容してきています。

こどもたちを取り巻く環境も社会の変容に併せ、「こどもを主体とした協同的な学び」がこれまで以上に重要視されるようになってきました。

「こどもを主体とした協同的な学び」とは、こどもが主体的、能動的に遊び込む中で、人とかかわりや対話を通して学ぶことを促すという考え方であり、①目標に向かって粘り強く頑張る力、②人と上手にかかわる力、③感情をコントロールする力といった「非認知能力」を総合的に高めることをねらいとしています。

みみょうでは、「感謝と思いやりのある自主的な行動のとれる子に」という保育理念のもと、昨今では、「こども主体の保育」、「非認知能力を高める保育」に力を入れています。

保育理念はもとより、「こども主体の保育」、「非認知能力を高める保育」のいずれもが、自分を肯定的に捉える、あるいはあるがままの自分を受け入れるという感覚である「自己肯定感」がベースとなってきます。

「自己肯定感」は、保護者や特定な保育者が、ポジティブな態度もネガティブな態度も、また言葉や感情もすべて受け入れ、何気ないしぐさやつぶやきなども見逃さずに寄り添って応えるという丁寧で応答的なかわりによって育まれていきます。

みみょうでは、「自己肯定感」を育むとともに「あそび」を中心とした保育を展開しています。こどもにとって、あそびは自己選択的で、自主的なものでなければなりません。だからこそ、自らが好きなあそびを見つけ出し、それにとことん向き合う環境を整える必要があります。また、あそびは結果よりも過程が大事になってきます。あそびや生活といった直接的・具体的な様々な体験を通して、人と関わる力、思考力、感性、表現する力などを育み、人間としての生きる力の基礎である「非認知能力」を培ってまいります。同時に、あそびを自己選択することにより「こどもの主体性」を育むとともに、様々な生活場面で自分で決めたり、できるようになる瞬間を積み重ねることで「自立（律）」を促してまいります。

小学校の前倒しのような早期教育は行いませんが、幼児期の発達の特性に応じた遊びを大切にした園生活を通して、何に対しても興味・探究心があり、常に意欲的に関わろうとすることも育ててまいります。

くまの・みらいの保育

保育所保育指針に基づき保育計画を編成し、保育をして参りますが、くまの・みらいの保育は、「あそび」が基本となります。子どもは「あそび」ながら、いろいろなことを学びます。友だちと一緒に考えたり工夫しながら、活動の輪を広げていきます。

園では、勝手に遊ばせるのではなく、子どもたちの「あそび」をうまく生かし、発展させて、継続性、協調性、集中力、仲間意識、より広い人間関係、優しさなど、人間として大切なことが身につくように見守りながら、子どもたちの成長を応援していきます。

目 次

はじめに / くまの미래の保育		1
目次		2
第1章 法人と施設の概要	① 法人の概略	3
	② 施設の概略	3~4
第2章 施設概要	① 園施設の概要	5
	② 沿革	5
	③ 園舎見取り図	6
第3章 保 育	① 保育理念	7
	② 基本方針	7
	③ 保育目標	7
	④ 当園の基本的な考え方	8
	⑤ 事業内容	9
	⑥ 保育園の一年	10
	⑦ 園での生活／一日の流れ	10
	⑧ 登園について	11
	⑨ 降園について	11
	⑩ 登降園時間管理システムについて	12
	⑪ 食事について	13
第4章 保健と健康管理	① 病後の登園時注意事項	14
	② 保育園とくすり	14
	③ 園児健康診断	14
	④ 保育園での健康管理	15
第5章 家庭との連携	① 入園後の生活について	16
	② 園からのお知らせ	16
	③ ご家庭にお願いすること	17
	④ おたより帳	18
第6章 準備物の案内	① ご家庭で準備していただくもの	19
	② 制服について	20
	③ 毎日ご用意ください	21
	④ 利用料その他の費用	22
第7章 資料	1 ご意見・ご要望を受け付けています	23
* 家庭との連携	2 プライバシーを守るために	23
	3 緊急連絡について	23
* 保健と健康管理	4 誤飲の手当て早見表	24
	5 各種感染症の登園基準など	25~28
	6 子どもを災害から守るために(防災訓練)	29
* 防災と安全管理	7 園の設備紹介(万が一に備えて)	31
	8 子育て支援制度	31
* 子育て支援	9 虐待について	31
	10 関連機関	31

第1章 法人と施設の概要 (みみょうグループ)

法人の概略

沿革

社会福祉法人微妙福祉会は、大正 14(1925)年 4 月広島市南段原町において開祖松尾シズが、「仏の子をつくりたい」と願って設立した「みみょう幼稚園」を母体に、昭和 24(1949)年 4 月、初代理事長松尾賢俊・とし枝夫妻により設立された「みみょう保育園」からスタートしました。

以来、学校法人微妙学園、学校法人翠光学園と連携しながら、「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」がとれる子に育てるという法人の理念に基づいた福祉事業の展開を心がけています。

今後も職員一同、保護者・地域・行政・関係各位の皆様と手を添えて、子どもの豊かな育ちを支えるために地域の「子育てセンター」の役割を担ってまいります。

施設の概略

社会福祉法人^{みみょう}微妙福祉会

〇みみょう保育園



昭和 24(1949)年 4 月開園 広島市南区東雲本町二丁目 10-9
定員乳児 45 名 鉄筋コンクリート造 2 階建 410.73 m²
乳児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 282-6366

〇第二みみょうこども園 (法人本部)



昭和 50(1975)年 4 月開園 広島市南区東雲本町二丁目 12-20
令和 4(2022)年 4 月 保育所型認定こども園に移行
定員 360 名 (乳児 138 名、幼児 222 名)
鉄筋コンクリート 6 階建 3,298.31 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 283-0900

〇段原みみょう保育園



平成 13(2001)年 4 月開園 広島市南区段原南一丁目 5-3
定員 130 名 (乳児 55 名、幼児 75 名)
鉄骨造 5 階建一部鉄筋コンクリート造 934.02 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、
子育て支援事業、園開放
Tel(082) 568-8330

〇くまの・みらい保育園 (熊野町から指定管理者として受諾)



平成 19(2007)年 4 月開園 安芸郡熊野町神田 15-1
定員 180 名 (乳児 88 名、幼児 92 名)
鉄筋コンクリート造 2 階建一部鉄骨造 2,643.68 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、病後児保育、
子育て支援事業、園開放
Tel(082) 820-5000

〇日出みみょう乳児園



平成 25(2013)年 4 月開園 広島市南区段原日出一丁目 14-16
定員 乳児 67 名
鉄骨造 2 階建 680.13 m²
乳児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 569-4455

○（分園）日出みみょう幼稚園 平成 30（2018）年 6 月開園 広島市南区段原日出二丁目 12-2
定員 幼児 90 名
鉄骨造 4 階建 908.6 m²
幼児保育、延長保育、障がい児保育
Tel (082) 207-1191



○坂みみょう保育園 平成 27(2015)年 4 月開園 安芸郡坂町坂西二丁目 2-12
定員 140 名(乳児 50 名、幼児 90 名)
鉄筋コンクリート造 2 階建 一部鉄骨造 1,114.99 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel (082) 884-3007



○小屋浦みみょう保育園 平成 27(2015)年 4 月開園 安芸郡坂町小屋浦二丁目 38-27
定員 40 名(乳児 10 名、幼児 30 名)
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、
子育て支援事業、園開放
Tel (082) 886-8835
令和 2 年 10 月 新園舎完成



○小屋浦子育て支援センター
パオちゃんルーム 平成 30(2018)年 4 月開設 安芸郡坂町小屋浦一丁目 7 番 1-101 号
小屋浦子育て支援住宅内 1 号棟 101 号室 74.82 m²
地域子育て支援拠点事業
Tel 080-8241-1175



○みみょう児童クラブしのめ 平成 29 年（2017）年 1 2 月開設 広島市南区東雲本町二丁目 7-6
定員 40 名（小学校 1 年生～6 年生対象）
鉄筋コンクリート 7 階建て一階部分 101.53 m²
放課後児童クラブ、児童クラブ延長保育
Tel (082) 283-7780



学校法人微妙学園

○みみょう幼稚園 大正 14(1925)年 4 月開園 広島市南区段原南一丁目 5-3
令和 6（2024）年 4 月幼稚園型認定こども園に移行
定員 200 名
鉄筋コンクリート造 3 階建 938.43 m²
預かり保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel (082) 261-5330



学校法人翠光学園

○すいこう認定こども園 昭和 50(1975)年 4 月開園 広島市安佐北区口田五丁目 17-19
平成 22(2010)年 9 月認定こども園に移行
令和 4 年 1 月 31 日新園舎竣工
定員 180 名（1 号認定 41 名、2 号認定 85 名、3 号認定 54 名）
鉄筋コンクリート造 2 階建 1,034.82 m²
乳幼児保育、預かり保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、
子育て支援事業、園開放
Tel (082) 842-2700



くまの・みらい保育園は、熊野町が「三世代が住みよい緑の生活創造都市・熊野町」を基本理念とした、街づくりの一環として設立した多機能保育所で、社会福祉法人微妙福祉会が指定管理者として運営するものです。

① 園施設の概略

施設名	くまの・みらい保育園		職員体制…園長、主任保育士、保育士、看護師 調理員、事務員、保育サポート 保育サポート、用務員 ※職員の定数は、「児童福祉施設最低基準第5章 第33条」に定められている数を下回らない人 員を配置しています。		
所在地	〒731-4224 熊野町神田15-1				
電話	082-820-5000				
FAX	082-820-5500				
メールアドレス	kumanomirai@lake.ocn.ne.jp		嘱託医		
ホームページ	http://www.mimyo.org		内科・小児科	大瀬戸内科	
定員 180名	入園対象児：生後6か月～就学前		眼科	岡田眼科	
	3歳未満児 88名		歯科	くまの歯科	
	3歳以上児 92名				
敷地面積	8,521.03㎡		クラス編成		
建築面積	2,022.36㎡		年齢	クラス名	名札帽子などの色
野外遊戯場面積	1,893.00㎡		0歳	こあら組	
延床面積	2643.68㎡		1歳	うさぎ組	緑色
構造	鉄筋コンクリート造2階建 (一部鉄骨造)		2歳	ぱんだ組	桃色
保育標準時間	7：30～18：30		3歳	たんぼぼ組・れんげ組	赤色
保育短時間	8：30～16：30				
延長保育	7：00～ 7：30		4歳	ゆり組・ひまわり組	黄色
	18：30～19：30		5歳	すみれ組・こすもす組	白色
保育料（月額）・延長保育料（月額）			居住する市町村が定める保育料		
事業概要	延長保育、障がい児保育、病後児保育、一時保育、子育て支援センター事業				

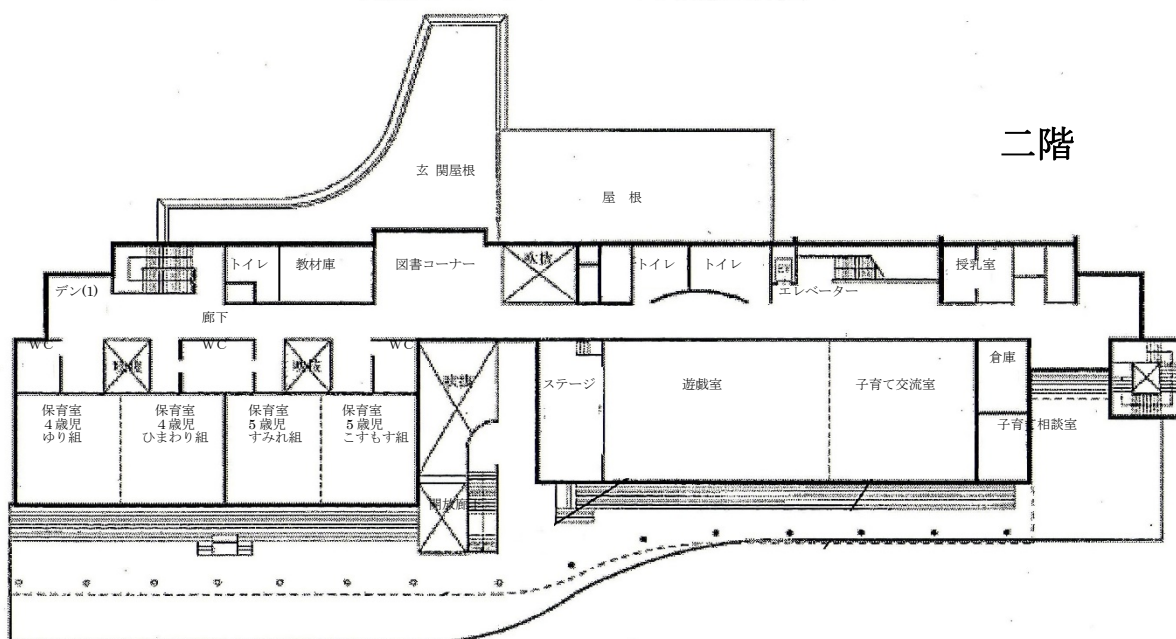
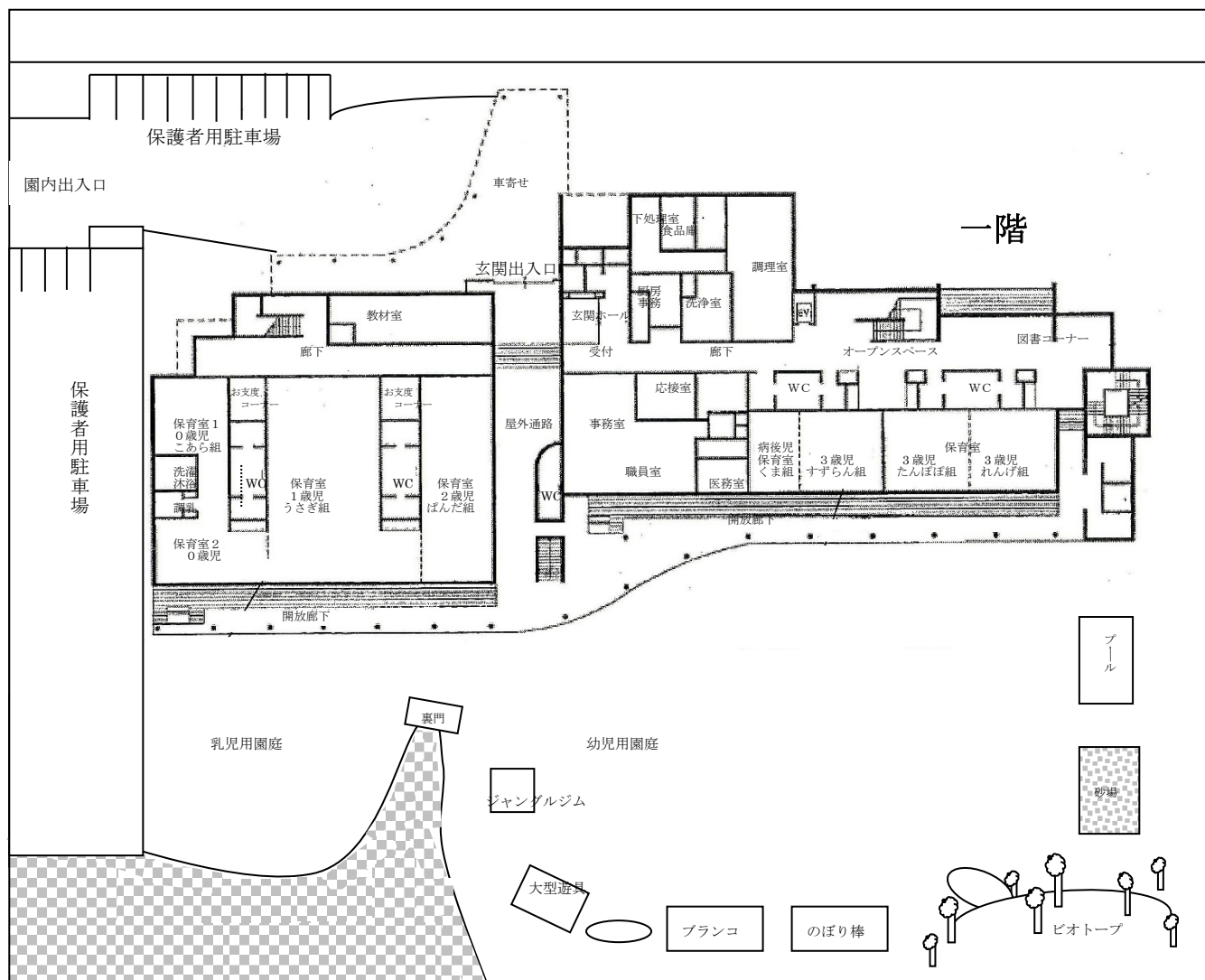
② 園沿革

2007年（平成19年） 熊野町より指定管理者として選定され、定員150名（乳児46名、幼児104名）で開園する。

2009年（平成21年） 定員を150名から180名に増員する。

③ 園舎見取り図

くまの・みらい保育園



第3章 保 育

① 保 育 理 念

「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」のとれる子に

③ 基 本 方 針

- 生まれてきてくれたこと、その存在そのものを無条件に認め、ていねいに関わる。
- 表情や動きの中から、子どもの欲求を察し、愛情深く応え、大人に対する信頼感や安心感を育てる。
- 多くの人との出会いと、さまざまな楽しい経験を重ねる中で、興味や関心を広げていけるようにする。
- 食事・排泄・睡眠、着脱など、日々の安定した生活の中で、少しずつ「自分で」と意欲が湧くようにしていく。

③ 保 育 目 標

- 1. 思いや欲求が受け入れられ、愛されることで人が好きになる子に
- 2. 話しかけられたり、聞いてもらいながら存在感を肯定できる子に
- 3. 感動したことや、自分の思いを素直に表現できる子に
- 4. 友だちとの交わりを好み、集中して遊び込むことができる子に
- 5. 善悪や状況判断ができる子に
- 6. 「生命を大切に」、人^{いのち}や物を大切にする子に

④ 当園の基本的な考え方



(1) 保育園は楽しく遊ぶところです。

ジャン・ピアジェ博士の「行動するように働きかけなさい。そして、子どもたちの動きにまかせなさい。」という言葉があるように、子どもたちは身体全体を使って行動（あそび）しながら、いろいろなことを考えたり認識したりしています。

当園では、あそびを大切にしています。あそびには、一人で遊ぶあそびもあれば数人で遊ぶあそびもあります。運動場でみんなと遊ぶあそびもあれば、保育室の中で絵を描いたり製作したりするあそびもあります。年齢や発達により、あそびのパターンはさまざまに変化してゆきますが、あそびを重ねる間に子どもたちは、考えたり工夫することの楽しさや、約束や順番をまもることの大切さなどを知ります。

当園では、保育指針に準拠した保育をいたしますが、あくまでも毎日が「楽しい保育」になるように、できるだけ「選ぶ・考える・工夫する」場面を多くして、子どもたちの口から「何々したい」、「もっとやりたい」という言葉がでるような保育を考えています。



(2) 子どもの生活に時間とゆとりを与えましょう。

子どもには、ゆっくり考えるタイプもあれば、直感ですばやく行動するタイプなど、一人ひとり行動パターンが違います。園では、保育の計画を立てるときには、子どもたちがやりたくなるように、また、イメージが高まるのを待つようにしています。自分の考えが固まり、考えたことが実現するときに、初めて、心からあそびを楽しむことができますし、あそびの中から個性や創造性を伸ばすことができます。

子どもの自立心は、子どもたちが自分で考えたり決めたりする経験の積み重ねの中で育ちます。子どもが自分で気づき考える前に親が善悪を決めたり、指図していると、自分で判断できない依頼心の強い子になります。

“今度から〇〇してほしいね”など親の気持ちを伝えながら、その気になるのを待つことと、“できたらほめる”方が早く自立に向かうのではないのでしょうか。

(3) 小さな社会で、ルールの大切さを学びます。

大勢の友だちと仲よくするためには、守らなければならないルールがあります。集団生活では、いろいろと難しい問題がおきてきます。順番を守らない、当番をやらなかったことなどによる争いもよく見受けられます。当園ではそのような問題がおきたときに、どうしたらよいかを子どもたちと一緒に考えながら、ルールの大切さを知らせるようにしています。

最近、「よいこと」と「悪いこと」の区別がつかない子が増えています。善悪の判断は、小さいときから、子どもが何か失敗したときに、“なぜ、そんなことをしたのか”を子どもに尋ね、その後で「よくわかったよ、でも今度からは〇〇した方が良いよ」と親の考えを伝えているうちに、4歳前後から少しずつ自分で判断できるようになります。



(4) 相手を思いやる気持ちが育ちます。

相手を思いやる“やさしい心”は、自分がまわりから“愛されている”“認められている”という信頼感と、友だちとのふれあいの中から育ちます。

また、保護者の方が祖父母を大切にするとか、手助けの必要な人に席をゆずるなどの行動を見せることも大切です。自分の子どもが“いじめ”に加わっていたり、他人を差別するような言動に気づいた時は、人間として許されないことだと教えてあげてください。



(5) 創造する楽しさを知り始めます。

絵を描いたり、粘土や紙などを使って遊ぶことは、保育園の大切な活動の一つです。子どもは、ちょっとしたことで自信を持ち、よろこんで取り組むことがよくあります。当園では、子どもたちの会話を大切にし、子どもたちのイメージの高まりを大切にするように配慮しています。子どもの作品をご覧になったときは、しっかりほめてあげてください。

(6) 自然にふれて、“いのちの大切さ”を見つけます。

当園では、動物や植物を育てたり、公園に散歩に出かけたり、自然とのふれあいを大切にしています。その中から子どもたちは、“いのちの大切さ”と“自然の偉大さ”を学びます。植物や動物が好きになり、可愛がるやさしい心と、自然を大切にする気持ちが育って欲しいと願っています。

また、夏休みに入ると、年長児は高校生や中学生などのお兄ちゃんやお姉ちゃんたちと一緒に、自然の中で一泊を過ごします。異年齢との交流や大自然のふれあいは、きっと大人になってもあたたかい思い出になり、やりやりのある子に育ってくれることでしょう。



(7) 小学校との関係について。

幼稚園教育要領・保育所保育指針等が改正され、小学校との接続について、子どもたちがあそびを通して学んでいることや、「主体的」「対話的」で深い学び（あそび）は小学校以降も続いていくことから、教育内容、指導方法の工夫などを小学校の教師と理解し合うこととなっています。近隣の小学校と連携を図りながら、小学校に向けての準備としての教育ではなく、毎日のあそびを通して子どもの主体性を伸ばし、粘り強く、友だちと意欲的に取り組む姿勢を育て、物事を深く探求するその繰り返しの中で知的好奇心も育んでいきます。それが小学校への学びの基礎となります。

当園では、基本的には小学校の教科の先取りはしません。早期教育の一環として文字や数の指導を行うより、お話や図鑑、自然物などに親しみ、まわりのできごとに興味を持つ子の方が、先で伸びる子になります。

従って、文字については、自分の名前が読み書きできる程度にあえて留めますが、絵本や図鑑をたくさん用意して、自ら読みたくなるような環境づくりをすることで、文字への興味を引き出していきます。

数や量についても、子どもたちは、大きい・小さい・重い・軽いという質や量に関して独特の理解をしています。例えば、同じ数のコップとお皿を並べた場合、並べ方が変わると数が違って見えるなどです。当園では、数に関しては順番や量を示す記号として基礎的なことは指導していますが、ご家庭においても、“右”“左”とか、「前から何番目」とか、「どっちの方が重たいかな」というような日常生活の会話を通して、数や量について自ら興味を持つような環境を大切にしたいと思います。

⑤ 事業内容 くまの・みらい保育園の特別保育

ア 乳児保育(産休明け保育)

おおむね生後6か月よりお預かりします。

お仕事の都合で早期預けを必要とされる方は役場子育て支援課にご相談ください。

イ 延長保育

通常お預かりする時間は、午前7時30分から午後6時30分までです。勤務の都合でこの時間帯で不都合が生じる方は、午前7時から7時30分まで、午後6時30分から7時30分まで時間を延長してお預かりします。

延長保育は、昼間の保育とは違って家庭的な雰囲気の中で過ごせるように、一人ひとりの興味に合わせたあそびを用意しております。

- ① 延長保育を希望される方は、事前に事務所に申請書を提出してください。
- ② 夕方は、簡単な補食が出ます。
- ③ 1か月の延長保育料は早朝2,500円 午後3,000円 朝夕両方利用3,500円となります。
- ④ 通常保育の方が、臨時に延長保育をご利用される場合、必ず、ご連絡をお願いします。ご連絡がなくても午前7時30分までに登園されたり、午後6時30分を過ぎましたら、延長保育としてお預かりします。この場合の延長保育料金は、朝500円、午後600円、朝夕両方利用700円をいただくこととなります。ご了承くださいますようお願いいたします。

ウ 病後児保育

- ① 登園中、お子さんが急に発熱した場合には、病後児保育室において、保護者のお迎えがあるまでクラス担任がお世話いたします。必要に応じ医師の受診も代行しますが、体調不良時における精神的な不安を解消するため、できるだけ早くお迎えにこられるようにお願いします。
(登園中の病後児保育室の利用については、無料です。)
- ② 病気が回復するも、なお、若干の介護を要する場合でも、所定の用紙(用紙は園にあります)に医師の登園許可証明があれば、お預かりします。病後児保育室の利用料は、1日2,000円です。
- ③ 病後児保育室の利用時間は、午前7時30分より午後6時30分までです。
- ④ 病後児保育室は、熊野町内の他の保育園に在籍するお子さんも利用できます。
- ⑤ 病後児保育室の定員(3名)および病気の種類により、お預かりできないこともあります。

エ 一時保育

ときに、実家に預けるように、わが子をしばらく預かって欲しいという熊野町の住民の方には、一時保育という制度があります。

- ① 保護者が断続的または短時間就労するとき(週3日以内、月9日以内)
保護者の傷病などによる緊急時(月14日以内)
保護者の育児に伴うストレス発散のための買い物やお友だちとの食事など私的な理由によるもの
(週3日以内、月9日以内)
- ② 一時保育の利用は、平日の午前8時から午後5時までの間で必要な時間利用できます。しかし、申し込みの人数や園の行事などにより利用できないこともあります。
- ③ 初めて利用する方は、事前に事務室で登録をお願いします。その際、印鑑、健康保険証などをご持参ください。また、利用される際には、予約をお願いします。
- ④ 一時保育の利用料金は、

区 分	一 日	半 日(5時間以内)
乳児(0,1,2歳児)	3,500円	2,300円
幼児(3,4,5歳児)	2,500円	1,700円

オ 障がい児保育について

原則として、障がいの程度が中程度までで、集団保育が可能なお子さん(身体障がい、知的障がい、発達障がい)を受け入れて、障がいを持つ子どもも、持たない子どもも、共に育つインクルージョン保育に取り組んでいます。

担当保育士が、発達や障がいの状態を把握し、障害の特性に合わせたカリキュラムを作成し、適切な環境のもとで、集団生活を通して、共に育ちあうように配慮しています。

また、専門機関と連携して、その子に合わせた保育を実践しています。

カ 子育て支援センター事業

くまの・みらい保育園における子育て支援センター事業には、次のものがあります。

- ① 育児相談…電話または面接による(随時)
健康相談…保健師または歯科衛生士等による(年6回程度)
育児講座及び食育指導…育児講座と離乳食の作り方など(各、年1～2回)
- ② あそびの広場…保育士による手あそび、絵本の読み聞かせ、制作など(月1～2回)
- ③ みらい交流館…保育士やボランティアによる親子体操、歌や親子あそび(年6回程度)
- ④ ふれあい広場…子育て中の親子による子育てに関する情報交換の場(週3回程度)
- ⑤ 地域開放…誕生会、夏まつりなど園行事には、どなたでも参加できます。
- ⑥ 子育て通信の発行…子育て情報、行事案内などの情報発信(月1回)
- ⑦ 絵本の貸し出し…準備ができ次第(毎週1回)
- ⑧ その他…親子で芋ほりなどに行くなどの屋外活動も計画しています。

⑥ 保育園の一年

□ 年間の保育行事

4月 親子遠足
7月 七夕まつり プール開き
夏祭り
お泊り保育
9月 運動会 敬老会
10月 芋ほり 園外保育



11月 作品展・バザー 七五三バイキング
12月 もちつき
1月 生活発表会
2月 豆まき 人形劇観劇
3月 ひな祭り 卒園式



その他行事 保育参観・講演会・健康診断
毎月の行事 誕生会・身体測定・避難訓練



⑦ 園での生活／一日の流れ

お子様の保育は、家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じて、個別に対応していきます。特に乳児では個人差があり、病気に対する抵抗力も弱いので一人ひとりの生活（ミルク・食事・午睡・排泄・あそび）を十分考慮して保育しています。新入園児の場合は、ご家庭での生活から少しずつ友だちと楽しみながら保育園の生活リズムに慣れるようにしていきます。

いただきます!



デイリープログラム

園での生活／一日の流れ

	随時 登園
8:00	朝の視診
9:00	片付け
9:30	おやつ
10:00	あそび
11:00	
11:30	昼食準備 昼食
12:00	午睡準備
13:00	午睡
14:00	
15:00	おやつ
	あそび
18:30	随時 降園
各年齢で食事・排泄・睡眠時間は多少異なります。	
18:30	延長保育開始 あそび
18:40	補食 あそび
19:30	1時間延長、降園



登園
朝の受け入れは、笑顔でご挨拶
連絡事項の確認や視診から始まります



おやつ
果物、いりこ、牛乳など3歳未満児が
楽しみにしている時間です。



昼食
4歳未満児は11:30ごろから
4歳以上児は12:00から
バランスを考えた栄養のある食事を
楽しい雰囲気の中でいただきます。



午睡
お昼寝をしっかりとすると
気持ちも安定してゆったり楽しく
生活が出来ます。



おやつ
野菜や果物を使った手作りおやつ
をいただきます。



降園
随時、降園が始まります。
今日の生活の様子などを保護者
にお伝えします。



延長保育補食・夕食
家庭の夕食のようにかわいい食器で
ゆったりいただきます。
昼食を考慮した献立になっています。



降園
随時、降園が始まります。
今日の生活の様子などを保護者
にお伝えします。

ぐちそうさまでした。



⑧ 登園について



「あいさつ」は人間関係づくりのはじまりです。まわりの人とあいさつを交わしましょう！

- ・ 保育士に子どもを預けます。健康状態や登園までに変わったことがあれば、くわしく伝えてください。

- ・ 連絡帳、おしぼりを所定の場所にいれます。
- ・ 衣類ボックスに着替えおしめなどをいれます。



かばんと制服を所定の場所にかけます。（3歳以上は園児に）

- ・ あゆみにシールをはります。（3歳以上は園児に）
- ・ くすりは必ず手渡しをお願いします

⑨ 降園について

- ・ 降園の際は、必ず保育士に声をおかけください。

0歳児の場合はお支度コーナー（専用受渡口）で、お帰りの準備をお願いします。

1,2歳児の場合は保護者の方が子どもさんと一緒に保育室まで入り、帰り支度をお願いします。

3歳～5歳は身のまわりのことはお子さんがします。

さようならのあいさつをして帰りましょう。

- ・ ICカードをカードリーダーにかざして、降園チェックをしてください。
- ・ 送迎時間は、車の出入りが多く、混み合いますのでお子さんと手をつないで歩きましょう。



⑩ 登降園時間管理システムについて

- ・ 玄関ロビーに設置してあるカードリーダーに I C カードをかざし、タブレット画面に名前が表示されたことを確認してください。
- ・ 兄弟についても、お手数ですが同様に I C カードをかざしてください。
- ・ 予定迎者、予定時刻が通常と違う場合のみ、担任か朝の受け入れの職員にお伝えください。
- ・ 正確な時間が自動的に記録されます。時間に余裕を持ってお迎え等をお願いします。



※保護者の方が必ず I C カードをかざしてください。

もんび 門扉について

出入り口の門は、子どもたちが飛び出さないように、たえず、閉めておく必要があります。出入りされた後は、必ず、とびらをしめて“わっか”をかけてください。出入りの際、他の子が一緒にでることのないように、お互いに気をつけましょう。

駐車・駐輪について 一駐車場では互いに譲り合い



- ・ 車上ねらいに気をつけて、貴重品は必ず持ち、鍵をかけてください。
- ・ 駐車場内は子どもと手をつないで事故のないよう気をつけてください。
- ・ 駐車場での立ち話は、子どもたちの事故にも繋がりますので、ご遠慮ください。
- ・ お互いに譲り合って、早めの送迎を心がけてください。
- ・ 通行の方や他の車両の妨げとならないようにお願いします。



⑪ 食事について



給食について

当園では、「食はいのち」をモットーに、「おいしい」、「安全・安心」、「栄養のバランスのとれた」給食を提供しています。また、食物アレルギーのお子さん、宗教上の除去食など、調理の前段階から混入しないように配慮して対応しています。

おやつも手作りを基本とし、野菜を入れたケーキなど季節にあったものを工夫しています。

☆3歳未満児 … 完全給食ですので、全て園でご用意します。

☆3歳以上児 … 主食、副食、おやつをバランス良く提供しています。

土曜日は、幼児クラスは愛情弁当の日です。

ご家庭から「手作り弁当」を持参ください。（汁物の提供はあります。）

延長保育時 … 補食（おやつ）の提供を行っています。

《食育》

- ① 栄養バランスのとれた食事と好き嫌いのない子ども
- ② 早寝、早起き、朝ご飯（基本的生活習慣の一環として）
- ③ 生命を頂いていることへの自覚、感謝



《ミルク・離乳食について》

- ・ 乳児の粉ミルクは園で準備します。メーカーは園指定のものを使用しています。その他のミルクを希望される場合はご相談ください。
- ・ 冷凍母乳をお持ちになりたい方はお預かりいたしますのでお知らせください。
- ・ 離乳食はご家庭での様子を聞きながら月齢に応じて個別に準備します。



《除去食や宗教食にも対応しています。》

- ・ 食物アレルギーのお子さん、宗教上の除去食などのお子さんについては、担任までお知らせください。
- 調理の前段階から混入しないように配慮して対応しています。

第4章 保健と健康管理

① 病後の登園時注意事項

★ 前夜熱があったとか、ご家庭でけがをしたなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせ下さい。

- ・発熱・嘔吐・下痢・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪いなどにより通院した場合は、病院名、病名、症状をお知らせください。
- ・保育中に体調が悪くなったときには、早めにお知らせいたします。
当園では発熱38℃を目安にしておりますが、その他全身症状を見て看護師と相談して、熱が高くなっても連絡する場合がありますのでご了承ください。保護者の方がすぐに対応できない場合は、園でもできる限りの対応はしたいと思っておりますが、早めのお迎えをお願いします。
- ・アレルギー、心臓病、喘息、痙攣など持病のあるお子さまは必ず入園の際にお知らせ下さい。



★ 病気の種類によっては他の子に感染します。

- ・学校保健安全法に規定されている感染症と診断されたときは、他のお子さんに移りますのでお休みしていただきます。治癒後、登園する場合は、かかりつけの医師に登園の可否をお尋ねして意見書（別紙1）または、登園届（別紙2）を園で用意していますので、提出してください。また、「インフルエンザ（別紙3）」「新型コロナウイルス感染症（別紙4）」についても、園に提出していただく登園届がありますので、保護者で記入ください。
- ・感染症が出た場合は、症状や発病期間について掲示し、お知らせします。ご心配なことがありましたらご相談ください。感染症の登園基準は意見書ならびに登園届に記載してありますので参考にしてください。

★ 保育園でのけがについて

元気な子どもたちのやる気を十分に満たしながら、なるべく怪我のないように注意し見守っていますが、かんだり、引っかいたり、ころんだり、ぶつかったり、時には玩具のとりあいなどで怪我をすることがあります。医師の治療を受けることもあります。縫合やレントゲンを使用するような場合を除き、数回の通院ですむような軽微な怪我の場合は、保護者のお仕事が中断しなくても良いように、報告はお迎えのときに行います。しかし、どんな小さい怪我でも、すぐに知らせてほしい方は、担任までお知らせください。

また保険証をお預かりする場合がありますのでご協力ください。提出した保険証や乳幼児医療証のコピーの期限が切れたり職場が変わったりした場合は、その都度事務所にご提出ください。

当園では、不慮の事故に備え、全私保連保険制度と日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

② 保育園とくすり 薬剤の取り扱いについて

やむをえず薬を持って登園する場合は、家庭での健康状態（体温、食欲、機嫌、便の状態など）を詳しくお知らせいただくとともに、薬には、名前を記入し、『薬の依頼票』に次の事項を必ず記入してください。

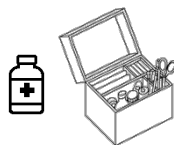
粉薬、錠剤は、1回分ずつに分け、水薬も1回分のみを小さな容器に入れてください。

必ず手渡しをお願いします。

なお、市販の薬は原則としてお預かりできません。

- ・座薬は、基本的にはお預かりできませんが、熱性痙攣などの場合は、お預かりすることもあります。

詳しくは、看護師にご相談ください。



薬の依頼票	
令和 年 月 日	
＜まの・みらい保育園 園長様＞	
医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたので お願いします。	
組	園児名
	保護者氏名
*必要なものを〇で囲んでください。	
病院名	医院（病院）
診断名	
処方年月日	令和 年 月 日（ ）
薬の用途	抗生剤・咳・痰・発熱・下痢・その他（ ）
薬の種類	粉・錠剤・水薬・外用薬・点滴薬・その他（ ）
薬の数量	包 ・ 錠 ・ その他（ ）
与薬時刻	食前 ・ 食後 ・ その他（ ）
外用薬の 使用方法	
特記事項	
サイン	受領者 与薬者 保護者確認サイン [] [] []

③ 園児健康診断 《年間保健計画》

- ★ 内科..... 年2回
- ★ 眼科..... 年1回
- ★ 歯科..... 年2回
- ★ 尿検査..... 年1回
- ★ 身体検査..... 毎月1回
- ★ 頭髪検査..... 毎月1回



- *健康診断の結果は連絡帳にてお知らせします。
- *お子さまの病気のこと、健康などで気になることがありましたら、担任に知らせておいてください。



保育園での健康管理

健康管理保健計画

	健康管理	保 健	予防関係	家庭連携	毎月実施
4月	- 全園児の健康診断と結果の把握 - 子どもの身体的特徴の把握（発育状況、既往歴、予防接種状況、体質等の状況） - 生活習慣形成の状況を把握 - 健康状態の観察励行・検温の徹底	- 遊具の点検及び園庭の点検 - 新人職員への保健指導（調乳・救急用品の取り扱い） - 室内整備	- 予防接種の案内と助言 - 健康保育の研修 - 水質管理 - 救急法講習会 - 応急手当の研修（職員）	- 家庭調査表の記入漏れの確認 - 健康生活歴、生活習慣形成状況の調査保険証番号確認、かかりつけ医師等の把握 「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」理解を深めてもらう	- 頭髪の確認（しらみ） - 身体測定 各年齢とも月1回（新入園児は入所時）
5月	- 清潔の習慣づけ・手洗いの励行 - 戸外遊びの推進 - 新入所児の疲労に留意 - 沐浴、シャワー（0～1歳児）開始 - 検尿 - 園児健康診断（内科・眼科） 	- 樹木の害虫駆除 - 内科、眼科、耳鼻咽喉科の嘱託医との連携 - 尿検査	流行病の予防（麻疹・水痘・耳下腺炎など）	- 清潔指導について - 流行感染症発病の連絡 - 尿検査結果報告 - 健康診断検査結果報告	*肥満、低体重などで特別配慮をしている場合はこまめに測定する *特別気になる子どもについては、頭囲、胸囲測定、栄養状態、疾病の早期発見に努める。（脳水腫、小頭症、胸部異常、くる病）
6月	- 気温の変化による衣類の調節をする - 汗の始末に留意（シャワー・着替えなど） - 皮膚・頭髪の清潔強化（しらみの発生に留意する） - 園児健康診断（歯科） 	- 梅雨期の衛生管理（押し入れの開放・特に既製品食品）手指消毒の徹底 - ふとん滅菌消毒、玩具などの日光消毒 - 歯科健診の嘱託医との連携 - 冷房器具の整備、点検 - 樹木の害虫駆除	- 食中毒の防止 - 感染症の研修 - 救急法講習会	- 新しい伝染病について掲示 - 歯磨きの指導・歯磨き検査結果報告 - とびひ、水いぼなどの感染症について知識を持ってもらう	
7月	- プール、水あそび時の健康状態の確認 - 暑さに体が適応しにくいので休息を十分とらせる - ディリープログラムを夏型にかえ、生活のリズムをゆるやかにする - 水分補給に注意	- 室内を涼しげに模様替える - 日よけテント設置 	- 消化器系伝染病の予防 - 水質管理 - 夏の病気の予防（あせも、プール熱など）	- 栄養（食事）に関する指導 - 子どもの健康状態連絡の徹底 - 夏の生活用品について連絡（肌着・プール用品・寝具など）	*睡眠チェック表
8月	- プール時期は登園時健康状態の観察の強化 - 寝冷えしないように留意 - 夏期の疲労に注意し休息を十分とらせる	運動用具の点検整備	水質管理	冷房使用の注意	*乳幼児突然死症候群の診断の手助けになる *乳児期は記録を取る
9月	- 夏の疲労の回復をはかる（体重低下・食欲不振） - 戸外あそびを推進し、体力増強をはかる - 疲れすぎないように気を配る	運動用具の点検整備			
10月	- 衣類の調節（薄着の励行）をする - 園児健康診断（内科）			- 予備衣服や掛ふとんの入れ替え（夏冬） - 基本的生活習慣自立状況について - 健康診断検査結果報告	
11月	- 手洗い、うがいの指導 - 手荒れの予防（手の拭き方） - 歯科検診	- 冬の事故（やけどに注意） - エアコン、暖房器具点検整備	- 感染症の研修 - 冬の病気の予防（流行性感冒など）	風邪、感染症について	
12月	検温の徹底	- 室内の換気、室温、湿度に注意する - 暖房の調節 - 大掃除 - 集団風邪の予防と早期発見		薄着の励行について	職員健康管理 - 職員検便 園長・主任・給食職員・乳児担当者（毎月）（赤痢菌・サルモネラ菌・O-157） - 定期健康診断（5月・10月）
1月	抵抗力をつけるため戸外あそびを推進				
2月	生活習慣の自立について実態を確認し指導	健康記録の整備		- 生活習慣や健康状態について話し合う - 節分の豆の誤飲に注意	一部成人病健康診断 婦人科健診 年一回
3月	- 健康状態の引き継ぎ - 新年度入所面接及び健康チェック	- 大掃除 - 救急用品の点検（医薬品の点検購入） - 各種保健統計（病欠・伝染性疾患・怪我） - 保健計画の反省	予防接種の実施状況の確認	個人記録を整理	

第5章 家庭との連携



① 入園後の生活について

- 《保育時間》 ・ 通常保育は午前7時30分より午後6時30分までの間で保護者の勤務等に合わせてご利用ください。
- 《延長保育》 ・ 朝7時から7時30分までの30分、夕方1時間延長は午後7時30分までです。
朝は午前7時から7時30分までです。事務所に申し込んでください。
- 《登園時刻》 ・ 登園時刻があまり遅くなりますと園での生活リズムにも支障をきたしますので、遅くとも幼児の場合は午前9時までに登園させてください。
- 《降園時刻》 ・ お仕事がすみしだいお迎えをお願いします。
- 《欠席・遅刻・早退》
・ 欠席あるいは午前9時以降に登園する場合は、電話等で必ず園までご一報ください。
- 《契約解除》 ・ 転園などで当園の利用が必要でなくなった場合は、速やかに熊野町役場子育て支援課で手続きをお願いします。

② 園からのお知らせ



- 《休園日》 ・ 日曜日、祝祭日
・ 年末年始（12月29日から1月3日）
- 《お願い》 ・ 保育園の休園日は、日曜日、祝祭日、年末年始です。しかし、下記の期間は新学期の準備や、有給休暇もとりにくい職員を少しでも多く休ませるために、必要最小限度にしばっています。直前に皆様にご都合を伺いますが、勤務が休みであったり、お盆などで預けるところがあって、園をお休みいただける方は、ご協力をよろしくお願いします。
あくまでも協力をお願いするものであり、無理をされることはありません。
4月 1日～ 3日 新学期準備のため
8月 14日～16日 職員の夏期休暇取得のため
- 《土曜日について》
・ 土曜日でも通常通り保育を行います。職員の勤務条件改善のため、勤務のない方は登園をご遠慮ください。また、給食数と職員数の把握のため事前に出欠を伺うことがあります。
・ 土曜日登園する子どもの人数により、保育室や担任が変わることがあります。連絡事項があるときはメモにして、当日の朝担当の保育士にお渡しください。
- 《園からのお知らせ》
・ 「園だより」「クラスだより」と「給食献立表」は 前月末にきつずノートにて配信します。子育てに大切なこと、子どもの様子、食育など子育て情報がたくさん書いてあります。必ず読んでください。
・ 行事、その他の連絡プリント、ミニクラスだよりのきつずノートでの配信、掲示板に貼り出したものは、見落としのないよう十分ご注意ください。
・ 個人的なことは、「おたより帳」または口答にてお知らせします。

☆保護者会



子どもたちがより楽しい園生活を送り、心豊かに育つように行事（運動会・講演会など）などを側面的に援助する中で、保護者同士の親睦を図る会です。
各クラスより選出された幹事さんを中心に活動してもらっています。幹事さんは、保護者と保育者のパイプ役にもなっています。園児保護者は、すべて会員となります。

③ ご家庭にお願いすること

中央教育審議会「幼児期からの心の教育のあり方について」より一部抜粋



(1) それぞれの家庭で生活のきまりやルールをつくろう。

子どもたちは家庭のルールを守ることを通じて、社会のルールの大切さを知ります。生活上のルールや道德上のルールを各家庭で決めましょう。



(2) 幼児期から小さくとも家事を担わせ、責任感や自立心を育てよう。

年々、家事を手伝う子どもが少なくなっています。子どもたちに家事を担わせることは、責任感や自立心、自己有用感を育む上で大きな意味があります。幼児期から、小さなことであっても家事を手伝うことを習慣づけましょう。



(3) 朝の「おはよう」から始めて礼儀を身につけさせよう。

毎日きちんと親や周囲の人々に声を出してあいさつできるよう、小さいころからしつけをしましょう。そのため、親自身が子どもにあいさつをして、声をかける習慣をつけましょう。



(4) 子どもに我慢を覚えさせよう—モノの買い与え過ぎは子どもの心をゆがめる。

「子どもを不幸にする一番確実な方法、それはいつでも何でも手に入れられるようにしてやることだ」と言われるように、モノを安易に買い与えると、努力や我慢を忘れ、欲求を制御する力を失ってしまいます。本当に必要なものかどうかを話しあいながら、親子のきずなをそだてるようにしましょう。



(5) 家庭内の年中行事や催事を見直そう。

正月、ひな祭、節句などの家庭内の年中行事や催事は、家族の会話を増やし、家庭内から地域社会へ目が向く良い機会となります。また、伝統的な家庭内行事は、宗教的な情操をはぐくむ貴重な契機となってきました。様々な家庭行事を再評価しましょう。



(6) 子どもの部屋を閉ざさないようにしよう。

子どもが子ども部屋に閉じこもってしまうと、親の注意が行き届かなくなったり、親子の会話が減ることになります。親が子ども部屋の様子をしっかりと把握できるよう、各家庭で「自分の部屋に鍵をかけてはいけない」といったルールづくりをしましょう。



(7) 無制限にテレビやテレビゲームに浸らせないようにしよう。

テレビ、テレビゲームやビデオに過度にのめり込むと、人間関係の希薄化、直接体験の不足を招き、人間関係をつくる力、他人を思いやる心などが十分はぐくまれなくなったり、仮想現実と現実との混同、死や生に関する現実感覚の希薄化が生じることも心配されます。各家庭でテレビを見る時間等についてルールを設けるようにしましょう。



(8) 子どもに怪我はつきもの—あまり神経質にならないようにしよう。

登園すると、子どもたちは思いっきり身体を動かして遊んでいます。時には、ころんだり、ぶつかったり、目に砂が入って怪我をすることもあります。専門医で治療を受ければ痕が残るような怪我はまずありません。子どもに怪我はつきものという訳ではありませんが、ひどい怪我でもないかぎり、あまり神経質にならないようにお願いします。



(9) 子どもの喧嘩について—冷静に対応しよう。

感情のコントロールや自分の気持ちを言葉で表現することが十分に身につけていない段階では、子どもの世界に喧嘩は日常よく見られます。ときには口より先に手がでることもあります。しかし、子どもたちの喧嘩の多くは一時的なもので、次の日は仲よく遊んでいます。また、成長するに従い喧嘩の回数は減り、話し合いで解決できるようになります。わが子が泣かされて帰ってくると、だれでも腹がたつものですが、そんな時一緒に立腹していると、いつまでたっても解決の仕方を親に頼るようになり、自分で解決する力が育ちません。幼児期は楽しいことだけでなく、時には、痛い、悲しい、悔しいといったマイナスの経験をしながら自分で解決する力を身につける大切な時期です。子どもの喧嘩は、ちょっとした言い方が悪くて始まるのがほとんどなので、喧嘩に負けた子には、「くやしかったね。お母さんよくわかるよ」と受け止めてあげ、喧嘩した子どもたちには「なぜ喧嘩したの」とたずね「よくわかったよ」と理解をしてあげてから、「でもね、今度から喧嘩でなく、よく頼んでみようね」などと答えてあげていると、「良い」「悪い」の判断ができるようになります。冷静に対応し、おかしいと思ったときは園に様子を聞くようにしてください。

④ おたより帳

< 0 歳児 >

おたより帳は、乳児の食事、睡眠など一日の園での様子をお伝えします。ご家庭と連携をとりながら保育するために大切です。ご家庭での様子や育児の相談、子どもの自慢や可愛さなど、何なりとご記入ください。

記入例

年 月 日		年 月 日 ()			家庭での様子と連絡事項
時間	睡眠	排便	ミルク	食事・その他	
6・				(朝食)	保育園から帰って、夕食まで機嫌よく遊んでいます。玩具を上手に持ち替えたり、うたをうたったり毎日の成長が私たちのよろこびです。 昨夜夜中に一度起きて、なかなか眠れず少し機嫌が悪く心配しましたが、今朝は食欲もあり、37.2℃と少し高めですが機嫌よくしています。熱がでなければよいのですが…よろしくお願いします。
7・			100cc	ごはん 味噌汁 りんご 玉子焼き	
8・					
9・			おやつ		
10・	36.9℃		㊦ 160cc	(検温) 37度2分	
11・	36.8℃		中期食		保 育 園 で の 様 子 ミルクも給食も全部食べて、機嫌よく遊んでいました。何度か検温しましたが37.0℃以上になることもなく、元気です。 食後に便が出ましたが少し硬く真っ赤な顔で、きばってきばってやっと出ました。水分と食事に気をつけて様子を見ながら、沐浴時に少しお腹のマッサージをするとよい便が出ていました。
12・		㊦ 硬	㊦	(昼食)	
1・					
2・		㊦	㊦		
3・			おやつ		
4・			㊦ 200c	(検温)	保育園からの連絡事項 おしりナップがなくなりましたので補充をお願いします。 少し肌寒くなってきましたので、タオルケットを毛布に変えたいと思います。用意しておいてください。
5・	36.9℃	㊦ 普		(夕食)	
6・					
7・					
8・					
9・					佐藤
10・					

※記入記号

食事 ㊦ ミルク ㊦ 母乳 おやつ ㊦ お茶を飲む

㊦ 沐浴 睡眠 ㊦ 便がでた くすり

< 1 歳以上児 >

※1歳以上児になりますとおたより帳が、睡眠・排泄・ミルクなどの欄を除いた様子を記入するノートに変わります。ご家庭での様子と保育園での様子を記入し合って共に成長を喜んでいきたいと思います。読まれたらサインをしてください。

保

保育園が
みました

佐藤

ご家庭で
読まれたしるし

第6章 準備物の案内



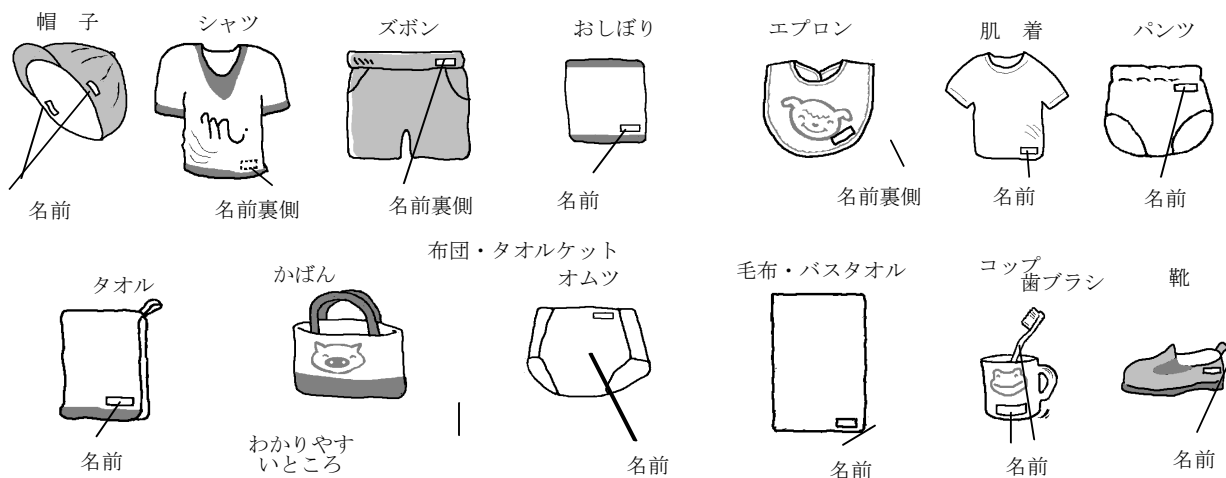
①. ご家庭で準備していただくもの

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	幼児	備 考
毎 日 持 っ て く る も の	お便り帳	○	○	○	○	
	ガーゼ	3 枚				授乳の必要なお子 さんのみ
	おしぼり	3 枚	3 枚	3 枚		
	エプロン	3 枚	3 枚	1 枚		
	カラー帽子				○	
	手提げポリ袋	1 枚	1 枚	1 枚		
	コップ				○	
	はし				○	
	歯ブラシ				○	5 歳児のみ
	あゆみ帳				○	
	制服				○	
園 に お い て お く も の	敷布団	○	○	○	○	毎週末には持ち帰 り、洗濯をして月曜 日に持ってくる
	ベビー毛布（冬期）	○	○	○	○	5 歳児は、夏季のみ 午睡をする
	タオルケット（夏期）	○	○	○	○	
	おむつ	10 組	8 組			汚れた枚数を次の 日には、補充してお く
	下着（パンツ・肌着など）	3～5 組	3～5 組	3～5 組	1 組	
	上着（シャツ・ズボンなど）	3～5 組	3～5 組	3～5 組	1 組	
	おしり拭きナップ	1 個	1 個			
	パジャマ			○	○	
	スモッグ				○	汚れたときに持ち 帰る
	布袋				○	作品などを入れて 持ち帰り、次の日に は持ってくる
	上靴				○	週末、靴袋に入れて 持ち帰り、洗って持 ってくる
	カラー帽子		○	○		
	靴下		○	○	○	濡れた場合、着替 えます

持ち物には名前を書いてください

名前はここに

- ・持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・油性の黒ペンで書いてください。（刺繍やアイロンプリントでもかまいません。）
- ・文字が薄くなってきたらその都度書き足してください。



② 制服について



制服その他

幼児クラスになると制服(上着のみ)を着用します。制服は、園で取り扱っていますので、事務所でご注文ください。

夏場（6月から9月）は夏服 それ以外は冬服です。

登降園時は制服を毎日着用してください。また、行事の時には、

男児 紺の半ズボン、白のポロシャツ、または白のカッターシャツ、白のハイソックス

女児 紺のスカート、白のポロシャツ、またはブラウス、白のハイソックス

などを着用していただくことがあります。

運動会、園外保育などは紺のトレーニングパンツで参加となります。

詳細については、その都度お知らせします。

園外保育・行事などの時の服装（3,4,5歳児）

生活発表会・園外保育・老人ホーム訪問・卒園式など



③ 毎日ご用意ください

0歳から2歳児



紙パンツ



布パンツ



0歳 おたより帳



かばん



1歳以上お便り帳



ガーゼ



お絞り



エプロン



エプロン



1歳から帽子



ビニール袋



上着(夏半袖・冬長袖)



ズボン・スカート下着(夏半そで・冬長袖)



3歳から5歳児



帽子



コップ・歯ブラシ



おたより帳



あゆみ帳



おたよりファイル
(園に置いておく)



上着(夏半袖・冬長袖)



ズボン・スカート



スモック
(園に置いておく)



着替え袋 汚れ物を持ち帰ったら
補充しておいてください。



下着(夏半袖・冬長袖)



パンツ

④ 利用料その他の費用

延長保育料（定期利用）

朝のみ	月 2,500 円
夕のみ	月 3,000 円
朝夕両方	月 3,500 円

延長保育料（臨時利用）

朝のみ	1 回 500 円
夕のみ	1 回 600 円
朝夕両方	1 回 700 円

※6 回までです

短時間保育の時間外

	随時利用	特例利用
午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分	100 円	無料
16 時 30 分から 17 時 30 分	100 円	無料
17 時 30 分から 18 時 30 分	100 円	無料

実費徴収

保育用品 （業者販売）

おたより帳	(0 歳用)		190 円
	(1 歳用以上)		590 円
	(中身のみ)		160 円
カラー帽子	(たれつき)		1,000 円
冬制服(3・4・5 歳)			6,200 円
スモック(3・4・5 歳)			1,350 円
夏制服 (130cm まで)			2,200 円
	(140cm)		2,970 円
トレーニングパンツ			1,300 円～
発表会での紺スカート ※			3,960 円
発表会での紺ズボン ※			3,100 円
※お持ちの物でよいです。もし見つからなければ園でも販売しています			
鍵盤ハーモニカ (4・5 歳)			4,600 円
	ホースのみ		400 円
5 歳児 絵本代 + 保護者会 (喜楽会) 費			1,350 円
4 歳児 絵本代 + 保護者会 (喜楽会) 費			1,250 円
3 歳児 保護者会費 (喜楽会) 費			800 円
0.1.2 歳児 保護者会費 (喜楽会) 費			400 円
卒園アルバム代			9,000 円程度

給食費（幼児教育・保育無償化に伴う給食費の実費徴収）

副食費	(3・4・5 歳児)	月額	4,500 円
主食費	(3・4・5 歳児)	月額	1,000 円
日常的に主食を提供しない場合	(3・4・5 歳児)	主食 1 食あたり	100 円

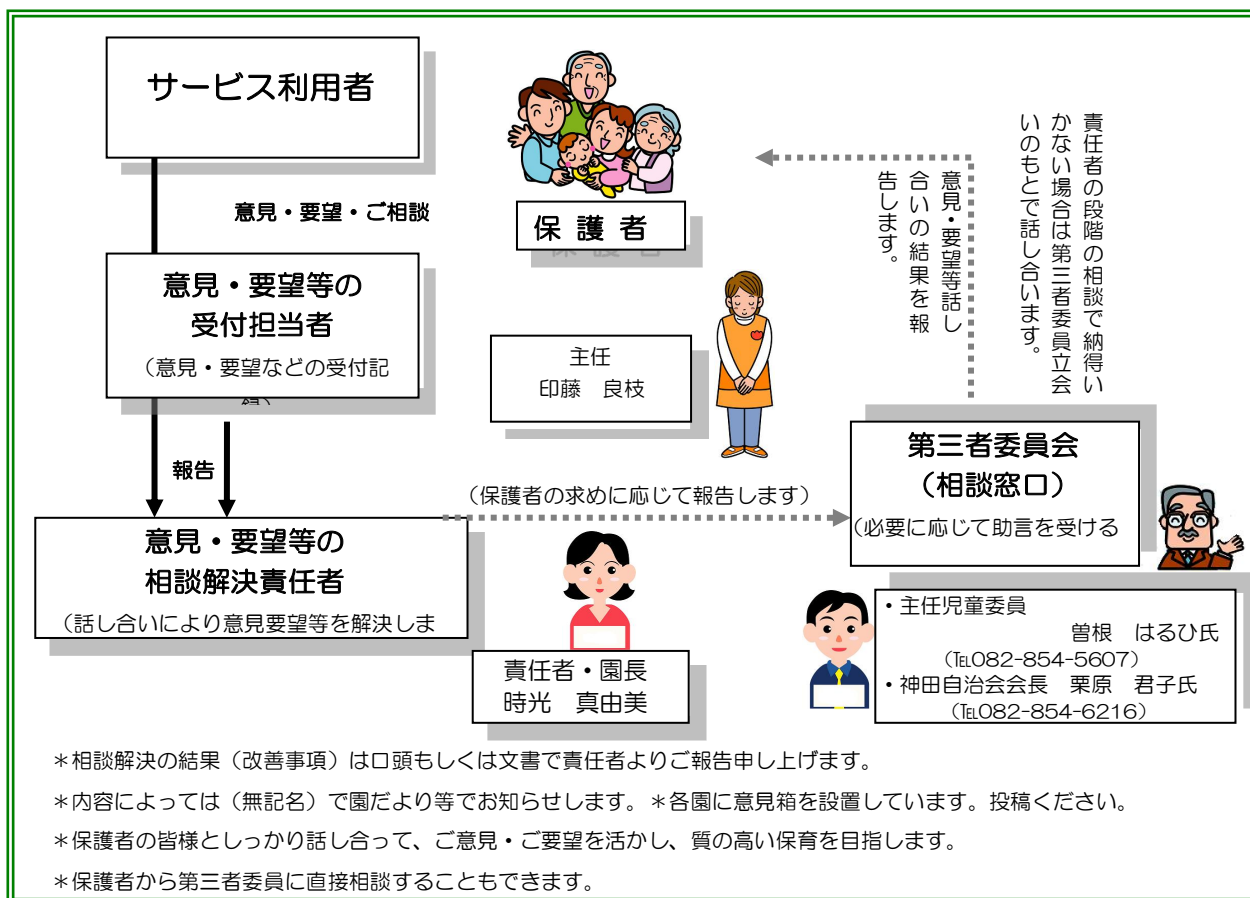
※ 給食費については物価の変動に伴い変更となる場合があります。

※価格については、2024 年 4 月予定額です

第7章 資料 * 家庭との連携

1. ご意見・ご要望を受けつけています

くまの・みらい保育園 ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて



2. プライバシーを守るために

●個人情報保護について

緊急時に備え、保護者の勤め先や携帯電話番号を書いた家庭調査表、保険証のコピー、児童表、健康状態を表記したものなどをお預かりしていますが、取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏れることのないように個人情報の保護に努めています。

・【携帯電話】

病気や緊急のこと、行事のことで園から連絡することもあります。【家庭調査票】に携帯電話も記入していただきますと助かります。

・【保護者以外には応えられません】

保護者の電話番号は公表しておりません。ご家族以外の方で子どもさんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、応じないようになっております。ご親戚の方、親しい方に伝えておいてください。

・【お迎えの方が変更になる場合】

お迎えの方が変わる場合は、必ず事前に事務所まで連絡をお願いします。

3. 緊急連絡について

●こんなとき、手続きは

- ・【就労先が変わったら】
職場が変わったら就労先と電話番号のメモを事務所にご提出ください。
- ・【退園・転園する時】
月初めにかかりますと保育料納入に関係します。退園をお決めになったら、早めにお知らせください。退園届にご記入いただき、熊野町子育て支援課に提出いたします。

●緊急連絡について

- ・【保険証・乳幼児医療費受給者証】
保険証・乳幼児医療費受給者証の期限が切れたり、変更があった場合は新しいものをコピーして事務所にご提出ください。
- ・【住所・電話番号】
ご家庭の住所・電話番号が変わったら事務所にお知らせください。
- ・【保護者が変わったら】
保護者の変更など、子どもに関わることはお知らせください。

誤飲の手当て早見表



☆飲み込んだものによって対応が異なります。吐かせてよいものか確認し、吐かせてはいけないものの場合は、至急医療機関へ連れて行きましょう。

☆医療機関に行くときは、誤飲したものと同じものを持って行きましょう。

☆飲み込んだものを吐かせるときは、子どもの頭を低くし、喉の奥に指を入れ、舌を押し下げようにしましょう。

品目	水か牛乳を飲ませる	吐かせる	その後の対応
たばこ(2cm以上は危険)	×	○	すぐに病院へ
灰皿の水	×	○	
漂白剤・カビ取り剤	○	×	
トイレ用洗剤	○	×	
医薬品	○	○	
ボタン電池	×	×	
マニキュア・除光液	×	×	
農薬・殺虫剤	×	×	
灯油・ベンジン	×	×	
ガラスの破片・針・ピン	×	×	
しょうのう(樟脳)	×	×	
ナフタリン	×(牛乳は不可)	○	病院へ
香水・ヘアトニック	○	○	
芳香剤・消臭剤	○	○	
シリカゲル(乾燥剤)	○	×	経過観察 [ただし、症状が変わった場合※3には、医療機関を受診してください。]
入浴剤・洗濯用洗剤	○	○	
台所用洗剤	○	○	
石けん・シャンプー・リンス	○	○	
植物活力剤	—	—	
化粧品	—	—	
クレヨン・粘土	—	—	

意識がない、けいれんを起こしている場合は、救急車を呼びましょう。

※1: たばこの誤飲は、気付いた時点ですぐに口の中のたばこの葉を取り除き、吐かせるのが原則です。消化管中で吸収されるのを阻止するため、水や牛乳は飲ませないでください。

※2: 防虫剤(ナフタリン)は油に溶ける性質があるので、牛乳の乳脂肪分によって分解され、胃への吸収が促進されてしまうため、絶対に牛乳を飲ませてはいけません。

※3: 呼吸状態がおかしい、顔色が悪い、ぐったりしているなど。

～気管に詰まらせたときの吐かせかた～

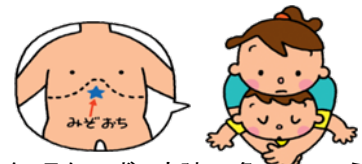
乳児・幼児

呼吸困難もみられるときは逆さまにして、背中の上のほう(肩甲骨の間)を平手で強めにたたく。



幼児

後ろから抱きかかえ、みぞおちのあたりを圧迫する。



☆口の中をみて、取り出せるようならピンセットなどで取り除き、取れない場合は無理をせず、病院へ急ぎましょう。

各種感染症の登園基準

別紙 1

★医師が記入した【意見書】が必要な感染症

意見書（医師記入）

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

（該当疾患に☑をお願いします）

	病名	登園基準
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過していること
	風疹	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになっていること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）※アデノウイルス	主要症状が消失した後 2 日を経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）※アデノウイルス	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗生剤による治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること ※無症状病原体保有者の場合、5 歳未満児は 2 回以上連続で便の菌陰性を確認してから
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること

※アデノウイルスを病原体とし、上記診断されたもの

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

年 月 日（ ）から登園可能と判断します。

年 月 日（ ）

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症についての意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出してください。

登園届（保護者記入）

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

（該当疾患に☑をお願いします）

	病名	登園基準
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	嘔吐・下痢症（病原体が特定されていないもの）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんがかさぶたになっていること
	突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
	※アデノウイルス感染症	主要症状が消失し、全身状態が良いこと

※アデノウイルスを病原体とし、「咽頭結膜熱」や「流行性角結膜炎」と診断されたものは「意見書（医師記入）」が必要。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において、
 症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園基準を参考に療養し、症状が回復しましたら、登園届を提出し登園を再開してください。

インフルエンザ 登園届 (保護者記入)

園園長 殿

クラス

園児氏名

令和 年 月 日 () 医療機関名「 」を受診し、
「インフルエンザ A ・ B ・ 未検査 (当てはまるものに○をする)」と
診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「解熱した後2日を経過するまで(乳幼児に
あては、3日を経過するまで)」をみたし、集団生活に支障がない状態に回復
したため、登園します。

(※「発症日」は発熱した日をさし、「解熱」とは、平熱のことをさします。)

(登園停止中の体温測定表の記入)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日 (曜日)	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝 体温	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃
昼 体温	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃
夜 体温	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃	(時) ℃

↑ 発症日は0日目と数えます。

→ 平熱に戻った翌日から
3日を経過していれば、
その翌日より登園可

← 登園停止期間 →

年 月 日 ()

保護者名

新型コロナウイルス感染症 登園届（保護者記入）

園園長 殿

クラス

園児氏名

令和 年 月 日（ ） 医療機関名「 」を受診し、

「新型コロナウイルス感染症」と診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快※した後1日を経過していること」を

みたし、集団生活に支障がない状態に回復したため、登園します。

※「症状が軽快した」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、
呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態をいいます。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状								
症状が軽快した日に○								

登園停止期間

（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として
5日を経過するまで）

→
症状が軽快した翌日から
1日経過していれば登園可

年 月 日（ ）

保護者名

*防災と安全管理

6. 子どもを災害から守るために（防災訓練）

防災訓練は、このような計画を立て、くり返し実施訓練をすることにしています。

防災訓練計画表		くまの・みらい保育園
年間目標	☆災害等の発生に備え、子どもが自分で安全に行動ができる様にし、低年齢児については保育者間の連携を確認し 安全に避難できる様にする。 ☆災害の恐ろしさについて、各年齢に応じた、安全教育を行い、速やかに避難することの必要性を知る。 ☆全職員が防災組織を把握し、緊急の場合に的確な対応ができるように日頃から防災の知識を深め、訓練で体得する。	
事前指導	☆災害についての話をし、子どもたちと次のような約束をする。 ※非常の場合の合図を知る。 ※保育者のまわりに早く集まる。 ※保育者の話や指示をよく聞く。 ※部屋にいる時は、上靴のまま避難する。 ※「お」、「は」、「し」、「も」の約束を覚える。「お」…押さない「は」…走らない「し」…しゃべらない「も」…もどらない	
注意事項	☆その日の出席人数を把握しておき、非常ベルと非常放送による指示を聞いたら、避難場所に名簿を持って出る。 ☆避難したら、子どもの人数を確認し、誘導責任者に報告する。 ☆0歳児は部屋の中、1歳児はテラスに避難する。 (外へ避難するときには、他のクラスから手伝いに行く) ☆事故のないように配慮しながらも、平常の態度をくずさず、子どもたちに不安な気持ちを起こさせないようにする。 ☆外階段の安全な使い方を各クラスで確認する。	
	ねらい	指導内容・留意点
4月	☆非常時の合図や、避難の仕方を知る。 ☆消火器の場所を確認し、使い方を知る。(職員)	※子どもの命を預かっていることを自覚する。 ※保育者同士が、担当部署についてしっかり話し合い、共通理解を深める。 ※防火管理、避難訓練の持ち方について、細かい注意を保育士同士で話し合う。 ※非常時の合図や避難の仕方を、子どもたちにわかりやすく話す。 ※消火器の設置してある場所を確認し、扱い方を全員が把握する。
5月	☆保育者の指示を聞きあわずに、避難する。 ☆お・は・し・も約束を覚える。	※子どもたちに不安や緊張を与えないように、落ち着いた態度で第一避難場所の園庭に誘導する。 ※訓練の合図は、子どもたちが各クラスとも保育室に集まっているときに園内放送で流す。
6月	☆大雨が降った時の垂直避難の仕方を知る。	※保育者・園児ともに約束を守って2階ホールへ避難する。 ※乳児クラスの保育士の動き、子どもの移動のさせ方を考え、連携を取り安全に落ちて避難する。
7月	☆夏の災害や防火について知る。	※花火の遊び方、プールあそびや海水浴に行くときなどの注意を話す。 ※突発事故に際して慌てないように、救急処置の方法について知る。 《人工呼吸法、三角布を使った止血法など》
8月	☆みらい交流館横に避難する。	※みらい交流館横まで避難することを事前に子どもたちに知らせておく。 ※人数を確認してから誘導する。 ※乳児はテラスまで避難する。
9月	☆地震その他の災害の場合は、避難の仕方が異なることを知る。	※地震発生時の心構えと約束を保育者間で話し合う。 ※地震の合図で、机の下や物陰に隠れる練習をしたり、地震の時の心構えなど、みんなで話し合う。 ※火災が発生したと想定して、第二避難場所へ避難する。 ※乳児は園庭に避難する。
10月	☆消防署の役割を知り、消防自動車に乗ったりしながら親しむ。 ☆消火器の使い方を再確認する。(職員)	※消火器の点検・扱い方を全員がわかるようになり、実際に操作してみる。 ※消防自動車の出動を要請し、消防署の指導を受ける。 ※事前に、消防自動車の種類や役割を子どもたちと調べておき、期待を持たせる。 ※避難訓練は、前回と同様に行う。
11月	☆火事の怖さについて知る。	※火事についての絵本や紙芝居を見せて、火事の怖さについて知る。 ※職員間で、消防組織表を再確認し、動きをしっかり理解して行動する。
12月	☆Jアラートの訓練をする	※避難する場所が、窓のないいつもと違う場所であることを知る。 ※乳児クラスは保育士同士の連携を考え、スムーズに子どもを移動させるようにする。
1月	☆変質者が侵入した場合の避難の仕方を知る。	※変質者が侵入した場合の合図を確認するとともに、非常時の心構えと約束を保育者間で確認する。 ※変質者が侵入した場合は、室内で静かにしていることを知らせる。 ※放火があったと想定して、第二避難場所（みらい交流館横）に避難する。
2月	☆自由あそびの最中でも、避難場所に避難できるようにする。	※前回までと同じ形で行い、第二避難場所（みらい交流館横）に避難する。 ※道路を横断するときは、危険のないように十分注意する。
3月	☆避難場所を確認して、避難できるようにする。	※階段が狭いので、事故の起きないように、「お」「は」「し」「も」の約束を徹底させる。 ※道路を横断するときは、危険のないように十分注意する。

※初期消火訓練は毎月実施

7. 園の設備紹介 (万が一に備えて)

○園児保険

事故のないように気をつけていますが、万が一の際を考慮し、全園児が保険に入っております。



○救急看護

事故に適応できるようにマニュアルを作成し、園内研修を行っています。

火災通報装置(ホットライン)受話器を取ると、すぐに消防署に火災の通報ができます。



警備会社が 24 時間監視し、侵入者があるとベルがなり通報が警備会社に行きます。



異常があった時に備えて、監視カメラで撮影されたものは、常時録画しています。



玄関口は絶えず監視カメラが見張り、映像が事務所とから見えるようになっています。



玄関口にはインターホンも設置しています。



カラーボール
このボールを犯人に
投げて当てると色が
つき消えません



不審者に対応できるようにさすまたを用意しています。



◎園外に出るときは必ず携帯電話を持っていますのでいつでも園と連絡がとれます。



*子育て支援

8. 子育て支援制度 【詳しくは熊野町子育て支援課へお問い合わせください】

子育て支援制度をご存知ですか？

【児童手当制度】

児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、手当を支給する制度。平成 24 年児童手当法改正にともない、中学校 3 年生まで対象が拡大され、所得制限も緩和されました。所得制限がありますので熊野町役場子育て支援課にお問い合わせください。

【乳幼児医療費助成制度】

乳幼児の通院の医療費補助が 6 歳児まで拡大されました。就学前までの乳幼児が健康保険証を使って入院、通院した場合、医療費の自己負担分（保険給付の対象となるもの）を助成することにより、乳幼児の健やかな育成を図ることを目的とする制度です。

【ひとり親家庭医療費助成事業】

ひとり親家庭で、その児童を養育している方に支給する手当。18 歳未満の児童を育てている方に手当を支給し、生活の安定と自立を促進します。所得制限がありますので、熊野町子育て支援課にお問い合わせください。

【ひとり親家庭医療費助成事業】

ひとり親家庭の母または父、その児童（18 歳未満）に対し、医療費の一部を補助することにより、保健の向上と生活の安定に寄与するとともに家庭等の福祉の増進を図ることを目的とした制度。所得制限もありますので、熊野町子育て支援課にお問い合わせください。

9. 虐待について

園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・園児や保護者への教育・啓発の実施
- ・児童虐待の早期発見に努める（子どもの状況を観察、保護者の態度、家庭環境の把握など）
- ・職員による虐待の防止（研修の実施・保育現場や記録などから言動の把握）
- ・関係機関への通告を行う体制づくり
- ・記録簿などの整備

たとえ親からの愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であると言えます。支援の手を差しのべるために、どんなことでも気になる場合は連絡することが義務づけられています。保護者のみなさまと園全体で取り組んでいけたらと思います。虐待が疑われる場合は保育園園長（082-820-5000）又は熊野町子育て支援課（082-820-5623）にご相談ください。

虐待とは

- ①身体的虐待→子どもの身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待 → 子どもにわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト→子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食。長時間の放置や、不潔なままにすること。
- ④心理虐待→子どもに著しい心理的外傷を与えること。

10. 関連機関

熊野町役場

子育て支援課	082-820-5623
海田警察署熊野交番	082-854-0102
安芸区消防署熊野出張所	082-854-1103
広島こども家庭センター	082-254-0381



どんなことでもご相談ください。